



酸素欠乏・硫化水素危険作業 特別教育

酸素欠乏危険場所での作業には、労働安全衛生法で「特別教育」が義務付けられています！

労働安全衛生法

建設業では下水道工事、ピット、地下室、タンク内、坑内、暗きよ等で「酸素欠乏空気」吸入や「硫化水素」の発生する危険がある場所で作業を行わなければならないことがあります。また被災者を救出しようとした者が被災する2次災害の危険性があります。

酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育は、酸素欠乏症や硫化水素中毒の危険がある場所で作業する場合に、労働安全衛生法において修了が義務付けられている講習です。



下水道工事での硫化水素中毒の例

1. 受講日時／場所

日程	区分	時間	場所
11月24日(金)	学科	9:20~16:10	富士吉田商工会議所

2. 受講資格 満18歳以上の者

3. 受講料(テキスト代含む)

¥8,500(建災防会員)、¥10,500(非会員)

4. 修了証の受け渡しは

①委任状により、一括受け渡し(代表者が来会受取) 若しくは

②434円切手を貼った封筒による簡易書留発送

(定形サイズ:簡易書留郵便にて、発行され次第個人宛に発送致します。)

※封筒はお一人につき1通ずつ必要です。複数の方の修了証を入れることは出来ません。

修了証は講習全課程修了後、約14日で発行されます。

5. 申込締切日 **10月31日(火)**

6. 申込み 商工会議所窓口にて申込みください

※必要書類等

・申込書(本紙裏面)

・公的機関発行の身分証明書の写し(自動車運転免許証等)

・受講料

7. 最低受講人員 **20名(20名に達しない場合は中止となる場合があります)**

8. 注意事項 申し込み後の取り消しは、資料を送付し受講料は返金いたしません

この修了証は全国共通有効のものです。